平成２６年（フ）第２４３号
高知市大津甲1061番地
債務者　杉本　　一
1　決定年月日時　平成26年10月１日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第４１２５号
大阪市西淀川区大和田２丁目４番６―501号
債務者　岩谷　　愛
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３０２号
川崎市川崎区浜町２丁目４番８号　浜町中川ハイム205
債務者　稲村　　勉
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月25日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第３０６号
川崎市川崎区伊勢町９番20号　ハッピーホーム伊勢町
債務者　谷井　洋三
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月25日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第３１８号
川崎市高津区下作延３丁目15番23号　サンエミネンス303
債務者　宮城　春洋
成年後見人　宮城すみ江
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月25日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第３２４号
川崎市高津区久末1600番地　明石穂住宅12―306
債務者　高橋　亜紀
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月25日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第３２５号
川崎市宮前区平２丁目23番14―403号
債務者　坂本　智美（旧姓中澤）
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月25日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第３３３号
川崎市宮前区土橋６丁目７番地４　サンライフ伏見Ａ―101
債務者　諏訪　恵子（旧姓椿）
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月25日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第３３４号
川崎市中原区丸子通１丁目419番地　メゾン多摩川101
債務者　坂本　幸男
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月25日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第３３５号
川崎市中原区丸子通１丁目419番地　メゾン多摩川101
債務者　坂本　恵子
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月25日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第３３７号
川崎市中原区宮内３丁目３番18号
債務者　高橋　由郎
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月25日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第１２４１号
横浜市戸塚区深谷町1417番地　レジェ戸塚深谷１―112号
債務者　牧山　智治
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１３２２号
神奈川県鎌倉市由比ガ浜２丁目13番４―304号
債務者　塩川　　歩（旧姓古屋）
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月26日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１５５４号
横浜市栄区飯島町1791番地　飯嶋荘202
債務者　佐藤　尚子
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６９５号
東京都町田市木曽東４丁目12番イ17―205号
債務者　井上　彰宏
1　決定年月日時　平成26年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月27日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部